

00150

鳥取県公報

目次
◇條例 鳥取県監査委員條例の一部改正
鳥取県職員定数條例の一部改正
知事、副知事等給与條例の一部改正
鳥取県地方事務所設置に關する條例
鳥取県身体障害者更正指導所設置條例
鳥取県更正資金運営審議會規程
◇規則 鳥取県更正資金運営審議會規程
◇告示 土地改良区設立等の認可
鳥取県国民健康保險委員會規程の廃止
土地改良区より理事の住所、氏名届出
土地改良事業を行うための認可申請に對する審査結果
◇農業委員會告示 農地等交換分合計画の認可
昭和三十七年三月監査公告第六十六号、第六十七号及び第六十九号中訂正
昭和三十七年三月鳥取規則第十六号中訂正

條例

鳥取県監査委員條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十九号

鳥取県監査委員條例の一部を改正する條例

鳥取県監査委員條例（昭和二十三年六月鳥取県條例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二條に次の一号を加える。

十二 地方自治法施行令第七十一條第一項の規定により果以外の者が行う公金の取扱に關し監査すること。

第六條中「知事」を「知事、選挙管理委員會、公安委員

昭和二十七年四月十五日

第二千三百三十三号

火曜日

本書ノ大キサハ圖定規格A五判

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ当ル）

昭和二十七年四月十五日 第三百三十三号

（昭和四年四月十五日）

一

会、教育委員会その他法令又は條例に基く委員会又は監査を行おうとする機関若しくは団体の長」に改める。

第八條中「知事」を「知事、選挙管理委員会、公安委員会、教育委員会その他法令又は條例に基く委員会又は監査を行おうとする機関若しくは団体の長」に、「關係ある県の職員」を「關係者」に改める。

第十條中「第六号」を「第七号」に改める。

第十二條第一項中「第十條」を「第十條の二」に改める。

第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

第十八條を次のように改める。

第十八條 委員の事務を補助させるため、監査委員事務局（以下「事務局」という。）を設け、事務局長及び監査委員書記その他必要な職員を置く。

附 則

この條例は公布、の日から施行する。

鳥取県職員定数條例の一部を改正する條例をここに公布

する。
昭和二十七年四月十五日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十号

鳥取県職員定数條例の一部を改正する條例

鳥取県職員定数條例（昭和二十四年八月鳥取県條例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第四号中「書記四人その他の職員三人計七人」を「事務局長一人書記（事務局長を除く）四人その他の職員四人計九人」に、同條第九号中「吏員相当職員（事務局長を除く）八人」を「吏員相当職員（事務局長を除く）九人」に「その他の職員四人」を「その他の職員五人」に「計一三人」を「計一五人」に改める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

知事、副知事等給与條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十一号

知事、副知事等給与條例の一部を改正する條例

知事、副知事等給与條例（昭和二十二年六月鳥取県條例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第一号中「副出納長」の次に「監査委員事務局長」を加える。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県地方事務所設置に関する條例をここに公布する。

昭和二十七年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十二号

鳥取県地方事務所設置に関する條例

第一條 知事は、その権限に属する事務を分掌させるため、地方事務所を設ける。

(別表)

位 置	名 称	所 管 区 域
鳥 取 市	東部地方事務所	岩美、八頭郡、気高郡
東伯郡倉吉町	中部地方事務所	東伯郡
米 子 市	西部地方事務所	西伯郡、日野郡

第二條 前條の地方事務所の位置、名称及び所管区域は別表のとおりとする。

第三條 この條例の施行につき必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- この條例の施行期日は、規則で定める。
- 地方自治法施行規程第十三條の規定により、地方自治法第百五十五條第一項及び第四項の規定による鳥取県條例で設けたものとみなされた地方事務所の位置、名称及び管轄区域は、この條例の施行の日に廃止する。

00153

鳥取県身体障害者更生指導所設置條例をここに公布する。

昭和二十七年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十三号

鳥取県身体障害者更生指導所設置條例

(目的)

第一條 鳥取県身体障害者更生指導所(以下「更生指導所」という)は、身体障害者の相談に応じ、必要な訓練と生活指導を行うことを目的とする。

(設置)

第二條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十七條第二項及び第二十九條により更生指導所を鳥取市に設置する。

(職員)

第三條 更生指導所に所長及び所員若干人を置く。

(施行規定)

第四條 この條例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則
この條例の施行期日は、規則で定める。

規 則

鳥取県更生資金運営審議会規程をここに公布する。
昭和二十七年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二十三号

鳥取県更生資金運営審議会規程

(設置及び目的)

第一條 更生資金利用者の生業の育成助長及び更生資金利用の効果的調整を図るため、鳥取県更生資金運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に答え、又は左の事項を調査審議し意見を具申するものとする。

一 更生資金運営に関すること。

二 更生資金の貸付目標額の配分に関すること。

三 更生資金一件十万円以上貸付可否に関すること。

00154

四 償還不良者の強制回収に関すること。
五 更生資金利用者の育成指導に関すること。
六 その他更生資金に関すること。

(組織)

第二條 審議会は、委員十人以内で組織する。

第三條 審議会の委員は、学識経験ある者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二箇年としこれに欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四條 審議会に委員の互選による会長を置く。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第五條 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員半数以上の出席がなければ会議を開

き議決することができなす。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第六條 審議会の庶務は、民生部厚生課において処理する。

(運営)

第七條 この規則に定めるものの外、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和二十七年四月二十日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十條第一項(第九十五條第三項において準用する場合を含む。)の規定により土地改良区の設立並びに農業協同組合の行う土地改良事業及び数人が共同して行う土地改良事業の開始について、別表のとおり昭和二十七年三月三十一日

認可した。

昭和二十七年四月十五日

鳥取県知事 西尾愛治

別表 (一)

土地改良区設立

住 申

請 所

氏 人

名

土地改良区の名称

岩美郡面影村大枝

稻田憲太郎外十七名

乙堰第二土地改良区

津ノ井村桂木

稻垣 正義外十七名

津ノ井村

大岩村岩本

石河千太郎外十五名

大岩村大口

本庄村恩志

山本 正家外十七名

本庄村恩志

大茅村石井谷

池田 幸治外十四名

大茅村石井谷

鳥取市富安

有本健太郎外十四名

鳥取市富安第二

八頭郡国英村高福

梶川弥一郎外十四名

国英村山手

八上村天神原

樋口 国雄外十五名

八上村千間

下私都村山ノ上

横野 栄治外十四名

下私都村山ノ上

西郷村弓河内

窪田勇太郎外十六名

西郷村下原井手

00156

船岡村坂田

大橋雅太郎外十五名

船岡村坂田

河原町長瀬

上田 米治外十四名

河原町長瀬

中私都村篠波

岡嶋 宣章外三十二名

中私都村篠波

隼村福井

垣田 牛藏外十四名

隼村福井

気高郡大郷村大畑

岡本 繁美外十四名

大郷村大畑

青谷町青谷

高橋 甚藏外二十名

青谷

湖山村

上山雄次郎外二十一名

湖山村白浜

吉岡村長柄

稻村 福恵外十五名

吉岡村長柄、瀬田藏

瑞穂村重高

村上 芳雄外十五名

瑞穂村二本木

勝谷村今市

西浦 傳藏外十四名

勝谷村今市

日置村小畑

中林 政光外十六名

日置村小畑

東伯郡下北條村下神

中江 豊外十五名

北條川

成美村出上

佐迫 康治外十七名

友定井手

山守村明高

日野 麻義外十五名

山守村カウモ井手

由良町由良宿

河本貞勝 外十四名

由良町湯谷

花見村門田

前田 常盛外十四名

花見村門田

東郷松崎町小鹿谷

山下 茂外二十名

東郷松崎町小鹿谷

倉吉町福守

池田 栄外十四名

倉吉町福守

00157

西伯郡所子村所子
 " 成実村古市
 " 淀江町
 日野郡日光村西成
 " 山上村茶屋
 " 日野上村三栄
 " 福栄村神福
 " 二部村畑地
 別表 (一)

伊勢田 懋外十五名 所子
 赤井 周次外二十二名 成実村
 富田 泰輔外十四名 淀池町西原
 山本 幸人外十四名 日光村西成
 坪倉 時信外十五名 山上村
 田辺 茂弘外十四名 日野上村三栄
 山中 信義外十五名 福栄村中野
 西村 匠外十四名 二部村畑地

農業協同組合が行う土地改良事業

申請

請

所

氏

人

名

農業協同組合の名称

西伯郡大園村原

組合長 生田 正雄

大園村農業協同組合

別表 (二)

数人が共同して行う土地改良事業

申請

請

所

氏

人

名

共同施行の名称

岩美郡米里村越路
 " 福部村湯山

横川 豊藏外二十五名 米里村越路土地改良事業共同施行
 筒牛喜代雄外十二名 福部村湯山

00158

東伯郡北谷村長谷
 " 社村大谷
 " 八橋町笠見
 " 大誠村島
 " 舍人村宮内
 " 泊村宇谷
 " 中北條村江北
 西伯郡逢坂村岡
 " 果村日下
 " 幡郷村坂長

施行委員長 重道栄太郎 北谷村
 " 井勢 馨富 社村大谷茶屋
 " 戸田 義一 田越、笠見地区
 " 飯田 道員 島
 " 寺地 八一 宮内
 " 山本 昇一 泊村宇谷
 " 綾女 実雄 西新田場
 野田 薫藏外十四名 逢坂村岡
 仲石 彦重外十四名 果村日下
 山浦 徳治外十四名 幡郷村大殿

鳥取県告示第九十九号

鳥取県国民健康保険委員会規程(昭和二十二年七月鳥取
 県告示第五百七十八号)は廃止する。

昭和二十七年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條
 第九項の規定により、湖山村白浜土地改良区より次のよ
 うに理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

氏 名 住 所
 上山雄次郎 気高郡湖山村

00159

- 山根 幸一
- 大久保 豊
- 星見 重藏
- 小松 元治
- 山本 秀雄
- 大井 久夫
- 山根 義治
- 上野 清吉
- 栃谷 英雄
- 森下 義雄
- 鳥羽 政美
- 貽野 久嘉
- 山根 清治
- 影井 善藏

◇鳥取県告示第二二一号

土地改良法(昭和二十四年法律百九十五号)第四十八條第一項の規定により、下中山村中井手土地改良区より新

たな土地改良事業を行うための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細に審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第四十八條第五項において準用する第八條第四項及び土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)第三十九條において準用する第十六條の規定により次のとおり公告する。

昭和二十七年四月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 二、縦覧の期間
昭和二十七年四月十六日から同年五月五日まで
- 三、縦覧の場所
東伯郡下中山村役場
- 四、異議の申立
利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに知事に申し立てること。

00160

農業委員会告示

◇鳥取県農業委員会告示第五号

土地改良法(昭和二十四年法律百九十五号)第九十八條の規定により、岩美郡大岩村外十六箇町村(地区)農業委員会より申請のあつた農地等交換分合計画を次のように認可した。

昭和二十七年四月十五日

鳥 取 県 農 業 委 員 会

農業委員会名 申請年月日 認可年月日

岩美郡大岩村農業委員会	昭和二十七年三月二十八日	昭和二十七年三月三十一日
八頭郡智頭町	"	"
" 土師 "	"	"
気高郡宝木村	"	"
" 逢坂村 "	三月二十七日	"
" 東郷村 "	三月二十八日	"
" 松保村 "	三月二十九日	"
東伯郡南谷村	三月二十五日	"
" 北谷村 "	"	"
" 社 村 "	"	"

倉吉地区	"	"
小鴨地区	"	"
中北條村	"	三月二十二日
西伯郡五千石村	"	三月二十五日
成実村	"	"
富益村	"	"
幡郷村	"	"

正 誤

昭和二十七年三月十五日鳥取県公報号外監査公告第六十六号中誤植があるので次のように訂正する。

頁 段 行	誤	正
七 下 一〇	人物	人的
一〇 上 四	賃権	債権
一四 上 四	宇部野村	宇倍野村
" " 七	完璧	完璧
" " 一六	收内金	收入金
一五 下 "	早意	早急
一六 上 三	(診療料)	(診療料)

昭和二十七年三月十五日鳥取県公報号外監査公告第六十七号中誤植があるので次のように訂正する。

" 下 七	昨年以殊	昨年以來
" " 一七	事情	事情
頁 段 行	誤	正
二 上 二	皆生学園	皆成学園
三 上 二	一回	一面
六 下 一二	膨張	膨張

昭和二十七年三月十五日鳥取県公報号外監査公告第六十九号中誤植があるので次のように訂正する。

頁 段 行	誤	正
一九 上 三	主要食糧集荷委託金五三六千円 農地等対価処理費委託金五七七	農地等対価処理費委託金 五七七千円

昭和二十七年三月鳥取県公報号外鳥取県規則第十六号中誤植があるので次のように訂正する。

頁 段 行	誤	正
一 下 一	公布する	公布する
二 上 二	(小型船底びき……)	(小型機船底びき……)
二 下 一〇	許可を受けた者の	許可を受けた者が
三 上 三	(許可証の譲渡の禁止)	(許可証の譲渡等の禁止)
三 下 五	許可にあつては	許可にあつては

